表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和６年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
本局	長崎市古賀町
諫早支局	大村市陰平町
	雲仙市小浜町富津
	雲仙市小浜町北野
	雲仙市小浜町北本町
島原支局	南島原市南有馬町乙
佐世保支局	佐世保市黒髪町
	南松浦郡新上五島町津和崎郷
五島支局	五島市富江町黒瀬
	五島市富江町山下

（注）所有者等の探索の対象となる地域は，地番区域単位で記載すること。